

○つくばみらい市公共工事の発注見通しの公表に関する実施要綱

平成18年3月27日

告示第10号

(趣旨)

第1条 この告示は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第7条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「令」という。）第5条の規定に基づき、毎年度の工事の発注見通しの公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象とする工事)

第2条 公表の対象とする工事は、令第5条第1項に規定する工事とする。

(公表の内容)

第3条 公表の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 工事の名称、場所、期間、種別及び概要
- (2) 入札及び契約の方法
- (3) 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）

(公表の時期)

第4条 公表は、4月1日以後遅滞なく行うものとする。

- 2 前項で公表した発注の見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、10月1日を目途として、変更後の事項を公表するものとする。

(公表の方法)

第5条 公表は、公衆の閲覧に供する方法で行うものとする。

(閲覧の場所及び期間)

第6条 閲覧の場所は、つくばみらい市役所総務部財政課とする。

- 2 閲覧の期間は、当該年度の3月31日までとする。

附 則

この告示は、平成18年3月27日から施行する。